## 商品概要説明書

多目的ローン

(令和6年2月13日現在)

商品名	多目的ローン
ご利用いただける方	○当 J Aの組合員の方。
	〇お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終返済時の年齢が満80歳未満の方。
	ただし、お借入時の年齢が 76 歳以上の場合は、JAとの間で取引実績のあ
	る方が対象となります。
	○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度
	税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○生活の本拠が定まっている方。
	○当 J Aが指定する保証機関(広島県農業信用基金協会)の保証が受けられる
	方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○生活に必要とする一切の資金(本人またはその家族が所有する空き家解体資
資金使途	金およびその諸費用を含む)とし、資金使途の確認可能なものとします。た
	だし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。
借入金額	│ │○10 万円以上 500 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。│
	ただし、お借入時の年齢が 76 歳以上の場合は 200 万円以内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。
187 9741.4	
借入利率	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ
	せください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、
	○九村均等返済(毎月の返済額(九金十村志)が 足金額となる方伝)とし、   毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります)、ボーナス併
	用返済方式(毎月返済方式に加え年2回のボーナス月に増額して返済する方
	式。ボーナス返済による返済元金総額は、お借入金額の 40%以内です)の
	いずれかをご選択いただけます。
	THE TELEPHONE COMMENTS OF THE PROPERTY OF THE
担保	○不要です。
保証人	<ul><li>○当JAが指定する保証機関(広島県農業信用基金協会)の保証をご利用いた</li></ul>
	だきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括前払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
L	

	① <del>红</del> 类40、		
	<ul><li>①一括前払い</li><li>ご融資時に一括して保証料(年1.60%)をお支払いただきます。</li><li>②分割払い</li></ul>		
	約定返済日の元利金返済にあわせ、分割払い保証	上料(牛 1.60%)を金利に	
	上乗せしてお支払いいただきます。	)	
団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当 J A所定の団体信用生命共済(保険	りのいずれかにご加入	
	いただけます。		
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表		
	記載の加算利率分高くなります。	T	
	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	
	団体信用生命共済(特約なし)	年0.2%	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.4%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.3%	
	団体信用生命共済(連生)	年0.3%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.4%	
	がん保障特約付団体信用生命保険	年0.3%	
	がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	年0.4%	
	団体信用生命保険(ワイド)	年0.5%	
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)	または長期継続入院特約	
	付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。		
	なお、ご利用にあたっては借入利率と上記団体信用生命共済加算利率に加え		
	以下の利率が加算されます。		
	年0.3%		
	・融資実行手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 円	
	・一部繰上返済手数料 ・・・・・・ 3,300円		
手数料	(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料)		
	・全部繰上返済手数料	3,300 円	
	・条件変更手数料・・・・・・・・・	5,500 円	
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)	)につきましては、当J	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	A本支店(所)または金融共済部融資課(電話:084-924-2372)		
	にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整		
	備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等		
	を受け付けております。		
	○紛争解決措置		
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合	は、次の機関を利用する	
	ことができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、		
	上記当JA金融共済部融資課またはJAバンク相談所にお申し出ください。		

	広島弁護士会(電話:082-225-1600)
	〇お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関(広島県農業
	信用基金協会)において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によ
	っては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承くだ
	さい。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100 円の電子契約サ
その他	ービス手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済
	された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな
	され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に
	お問い合わせください。

JA福山市